

重要事項説明

1. 施設運営主体

名称	学校法人 鹿児島大谷学園
所在地	鹿児島県鹿児島市新町2番7号
電話番号	099-223-6615
代表者氏名	理事長 長谷山 法雄

2. 施設概要（2025年4月1日現在）

施設の種類	幼稚園型認定こども園	
施設の名称	認定こども園 大谷幼稚園	
電話番号	099-223-6615	
管理者	園長 鳴 一志	
利用定員	1号認定こども	2号認定こども
	100名	20名
開設年月日	昭和8年4月1日	

3. 事業の目的及び運営の方針

事業目的	本園の目的は、認定こども園大谷幼稚園園則（2016（平成28）年4月1日制定。以下「園則」という。）第1条に定めるとおりとする。 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校法人法（昭和22年法律第26号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。 就学前の子どもに幼児教育と保育を提供する 地域における就園していない家庭などへの子育て支援を図る
運営方針	生きとし生けるものに等しく障りのない自由で平等な「いのち」を見出す真宗保育の実践。一人ひとりの子どもを見つめ、「遊び」を通してのびのびと個性的に育て、ともに生きともに育ちあう保育を目指します。

4. 提供する教育・保育の内容

本園の教育・保育内容は、真宗保育を行うとともに、健康、環境、人間関係、言葉、表現の5領域にわたって遊びを中心とした総合的な活動を行う。

5. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1 1 8 6 . 1 6 m ²
	園庭	5 7 3 . 5 2 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建
	面積	1階 教室4、職員室、給食室、トイレ 保護者会室、倉庫等 5 1 6 . 4 3 m ² 2階 教室2、リズム室、トイレ、倉庫 3 1 7 . 7 7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	6	教室A 5 6 m ² 、B 5 6 m ² 、C 5 3 . 2 5 m ² 教室D 5 3 . 2 5 m ² E 5 6 . 5 . m ²
遊戯室	1	9 5 . 4 8 m ²
調理室	1	2 4 m ²
トイレ	3	1階 2 2階 1
職員室	1	
保護者会室	1	

6. 職員の設置状況(2025年4月1日現在)

	員 数	職務の内容
園長	1	園務総括
副園長	1	園長補佐 子育て支援
主幹教諭	2	職員統括
保育教諭・教諭・保育士	3 1	教育・保育の推進
特別支援担当職員	1	特別支援、保護者支援
事務	1	事務全般
栄養士	1	献立作成業務
調理員	6	献立に基づく調理業務
バス運転員	3	スクールバス運転
その他	9	学童保育 フリースペース 園内研修担当
合計	5 6	

7. 特定教育・保育の提供を行なう日及び時間並びに提供を行わない日

1年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

開所日	1号認定	月～金曜日 (土曜日・日曜日・祝日・園が定める休日を除く) 夏休み 7月21日～8月31日 冬休み 12月21日～1月7日 春休み 3月20日～4月6日
	2号認定	月～土曜日 (日曜日・祝日・園が定める休日を除く) 年末年始休園日 12月29日～1月3日 年度末休業日 3月31日
開所時間	1号認定	8:00～14:00(教育標準時間は10:00～14:00) (7:00～8:00、14:00～18:00、18:00～19:00は別途料金で保育の利用が可能です) 土曜日でも保育が必要な場合は一時預かりを利用することができますのでご相談下さい。
	2号認定 (保育短時間)	8:00～16:00 (7:00～8:00、16:00～18:00、18:00～19:00は別途料金で保育の利用が可能です)
	2号認定 (保育標準時間)	7:00～18:00 (18:00～19:00は別途料金で保育の利用が可能です。)

8. 保育料等

1号認定児	【毎月の費用】以下を合計した額 基本保育料 鹿児島市の条例が定める額 特定教育・保育料（上乗せ徴収） 施設整備費 1, 7 0 0 円/月額 保育環境充実費 2, 0 0 0 円/月額 給食費 3, 6 0 0 円/月額 (主食費 600 円/副食費 3,000 円) 絵本代 4 6 0 円/月額 送迎バス代（希望者のみ但し 8 月除く） 1, 0 0 0 円/月額 【利用に応じて必要な費用】 早朝延長保育料(7:00～8:00) 1 0 0 円/日 一時預かり保育料(14:00～18:00) 2 0 0 円/日 一時預かり保育料(土曜・長期休暇日) 2 5 0 円/日 延長保育料(18:00～19:00) 1 5 0 円/日 ※施設等利用給付認定申請による一時預かり保育料の無償化制度有 【その他】 制服代・用品代など 1 9, 0 0 0 円程度 保護者会費 総会で決定(2024 年度 3, 6 0 0 円)
2号認定児	【毎月の費用】以下を合計した額 基本保育料 鹿児島市の条例が定める額 特定教育・保育料（上乗せ徴収） 施設整備費 1, 7 0 0 円/月額 保育環境充実費 2, 0 0 0 円/月額 給食費(予定) 4, 5 0 0 円/月額 (主食費 750 円/副食費 3,750 円) 絵本代 4 6 0 円/月額 送迎バス代（希望者のみ但し 8 月除く） 1, 0 0 0 円/月額 【利用に応じて必要な費用】 早朝延長保育料(7:00～8:00) ※短時間児のみ 1 0 0 円/日 延長保育料(16:00～18:00) ※短時間児のみ 1 0 0 円/日 延長保育料(18:00～19:00) ※短時間・標準時間共通 1 5 0 円/日 【その他】 制服代・用品代など 1 9, 0 0 0 円程度 保護者会費 総会で決定(2024 年度 3, 6 0 0 円)

ゆめぐみ (2歳児)	月額授業料(保育料)	20,000円/月額
	施設設備料	1,700円/月額
	教材料	2,000円/月額
	給食費(予定)	3,600円/月額
		(主食費600円/副食費3,000円)
	絵本代	460円/月額
	合計	27,460円/月額
	【利用に応じて必要な費用】	
	早朝延長保育料(7:00~8:00)	100円/日
	一時預かり保育料(14:00~18:00)	200円/日
	一時預かり保育料(土曜・長期休暇日)	250円/日
	延長保育料(18:00~19:00)	150円/日
	【その他】	
	通園バス利用料(希望者 8月除く)	1,000円/月額
	制服代・用品代など	実費
	保護者会費	総会で決定(2024年度3,600円)
奨学金制度		
2歳児園児で兄弟姉妹在園の場合、保育料は半額減免とします。		
誕生日を迎えたら保育料が1号認定の保育料となります。		
2号認定を希望される場合は、鹿児島市の利用調整を受けます。		

9. 利用定員

1号認定児	100名
2号認定児	20名
2歳児	20名まで

10. 利用の開始及び終了に関する事項など

利用の開始	
1号認定児 及び2歳児	① 建学の精神である真宗保育にかなう選考 ・在園児・卒園児の弟・妹を優先受付 ・子育て支援事業の複数回利用者(たんぽぽ組・未就園児体験クラブ・子育て支援講座)を優先受付 ② 残り枠は先着順で受付

	(入園) 入園を許可された幼児の保護者は、所定の入園調書を提出して入園許可を受けるものとする。 (休園及び退園) 休園及び退園しようとするときは、幼児の保護者からその旨を届け出なければならない。
2号認定	鹿児島市が行う利用調整の後に、利用契約書を園と締結
利用の終了	
以下の場合には幼児教育・保育の提供を終了します。 ① 園児が小学校に就学した時 ② 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号または第3号の規定により支給認定が取り消されたとき ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき	

1 1. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

台風に対応など、保護者全員に周知すべき事項が発生したとき	らくらく園児アプリ送信システムにて、連絡します。
保育中に発熱、体調不良などの症状が見られたとき	緊急連絡先に記載している連絡先にお電話し、お迎えにきていただきます。病児のお預かりはいたしかねます。
火災、風水害などが発生した場合	状況に応じてお迎えに来ていただく場合があります。その際は、連絡いたします。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の規定により学校安全計画を策定するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

本園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校安全法及び鹿児島市特定教育・保育施設運営基準条例に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

1 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員研修	年に1回実施
通告義務	虐待を受けていると思われる子どもを見つけた場合は関係機関に連絡する。(児童福祉法第25条に基づく)

13. 提携医療機関に係る情報

園医	鹿児島市高麗町 43-30 医療法人玉昌会 キラメキラスヘルスケアホスピタル 田島紘己
園歯科医	鹿児島市大黒町 1-9-3F 山内歯科矯正 山内和久
園薬剤師	鹿児島市松原町 15-21-402 立和田さなえ

14. 要望・苦情に関する相談窓口（2025年4月1日現在）

大谷幼稚園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口	・相談・苦情解決責任者：下野雅代（副園長） ・相談・苦情受付担当者：浦本優（主幹）・横村かおり（主幹）
受付方法	直接の申出、もしくは職員室入口の目安箱へ
第三者委員	中園 博史

15. その他 学童クラブについて

利用定員	40名 1年生～6年生
開所日及び 開所時間	月～土曜日 学校終了時～18:00まで 延長保育 18:00～19:00
入園について	在園児を優先受付 学童クラブに在籍している弟・妹を優先受付

16. 保険に関する事項

大谷幼稚園では、万が一の園での怪我等に対応するため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（共済保険）への加入をお願いしております。支払方法は、5月の保育料請求時に用品代として徴収いたします。保険に関する詳細は以下の通りです。

○加入保険の種類	日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（共済保険）
○加入保険の内容	死亡・障害保険
○補償金額	療養に要する費用の額の4/10 その他規定あり

17. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

（守秘義務）

本園の職員は、就労規則第32条（11）に従い、職務上知り得た園児情報や個人情報、及び学園関係者の不利益となる事項を他に漏らしてはならない（退職後も同様とする）。また本園児童の保護者についても、同等の守秘義務がある（卒園・退園後も同様とする）。

（個人情報の取扱い）

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する。

〈使用目的〉

監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用する。

- ・ 園児募集並びに入園に関する業務
- ・ 保護者との連絡に関する業務
- ・ 園児の保育に関する業務
- ・ 園児の記録管理に関する業務
- ・ 園児の健康状態に関する業務
- ・ 卒園児の確認に関する業務
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間情報を共有すること
- ・ 他の幼稚園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡事項調整をおこなうこと
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること